

イーハウス建築センター株式会社

住宅性能評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程(以下「規程」という。)は、イーハウス建築センター株式会社(以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)及び法第6条の2第3項又は第4項に規定する確認(以下「長期使用構造等確認」という。)の業務(以下総称して「評価等の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 12月29日から12月31日までと翌年の1月2日から1月3日まで
- (4) 夏季休業 3日間

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 当機関の所在地は、東京都千代田区神田東松下町17番地とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県、山梨県及び長野県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第1号及から第3号に定める区分で延床面積10,000㎡以内の住宅に係る評価の

業務を行うものとする。

- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。

3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第9条 法6条の2第2項に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、住宅を新築する場合は設計住宅性能評価、住宅を新築する場合以外は建設住宅性能評価に関する規定を適用する。

2 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請に係る次条以降の規定については、住宅性能評価の規定を適用する。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第10条 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は、別に定める住宅性能評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づき契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

- (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 前5項(前項(1)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは、「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第11条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価業務マニュアル及び長期使用構造等確認業務マニュアルに従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取下げ)

第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申

請者に返却する。

- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第14条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。

- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別記1に定める方法に従う。

3 当機関は、第1項各号に該当するため、設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5 前4項(第1項第3号を除く。)の規定は、長期使用構造等確認について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは、「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第4号に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第16条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下単に「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。

3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
- (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り)又はその写し及び評価の結果を記載した書類

4 申請者は、前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

- 5 第1項及び第2項の規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第17条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は、別に定める評価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提出しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設

住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

- (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第18条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに住宅性能評価業務マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 第4項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第19条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を書面により通知しなければならないものとする。

- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせ

る。

- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

第20条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第21条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第22条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りではない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

- 3 当機関は、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第23条 代表取締役は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
 - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

- 第24条 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(評価員の配置)

- 第25条 評価等の業務を実施するため、評価員を2人以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
 - 3 当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第26条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

- 第27条 評価等の業務に従事する職員を、第25条第1項の規定により配置された評価員を含め、3人以上配置する。
- 2 当機関は、住宅性能評価業務担当役員を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者

に任命する。

- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第28条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記2による。

(秘密保持義務)

第29条 当機関の役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知りえた秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第30条 申請者は、別表に定める評価料金又は確認料金(以下、「評価料金等」という。)を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 当機関と申請者は、別途協議により一括納入その他別の収納方法を取ることができるものとする。

(評価料金等を減額するための要件)

第31条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5) 当機関が定める期間内に、当機関が定める回数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できると当機関が判断したとき。

- (7) 予め当機関が定めた日、又は期間内に、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。
- (8) 住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務に係る検査を行うとき。
- (9) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (10) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金等の返還)

第32条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由等により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第33条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅リフォーム・紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第34条 当機関は、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第35条 当機関は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ(<http://www.ehousebc.com/>)において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第36条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第37条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、(2)又は(4)の複写の請求をするには、1枚につき50円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録

住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- (a)登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (b)(a)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第38条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類(次号に掲げる書類と同一のものを除く。) 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第6条の2第3項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書、その他長期使用構造等確認に要した書類 5年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第39条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第40条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第41条 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 当機関の長、役員又はその職員(評価員を含む。)がその役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価等の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

5 前4項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第42条 当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間3000万円以上であるもの)を締結するものとする。

(事前相談)

第43条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

この規程は、平成24年4月27日一部改定する。

この規程は、平成24年5月18日一部改定する。

この規程は、平成24年10月17日一部改定する。

この規程は、平成25年8月12日一部改定する。

この規程は、平成27年4月1日一部改定する。

この規程は、平成27年6月18日一部改定する。

この規程は、平成27年7月20日一部改定する。

この規程は、平成28年4月1日一部改定する。

この規程は、平成29年2月27日一部改定する。

この規程は、平成30年12月1日一部改定する。

この規程は、令和3年4月1日一部改定する。

この規程は、令和4年2月20日一部改定する。

別記1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

設計住宅性能評価書

1～3桁目	当機関の番号 143
4～5桁目	事務所番号 01
6～9桁目	評価書交付日の西暦
10桁目	1:設計 2:建設(新築) 3:建設(既存) 4:設計及び長期確認
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(00001から順に付するものとする。)

長期使用構造等確認書

1～3桁目	当機関の番号 143
4～5桁目	事務所番号 01
6～9桁目	確認書交付日の西暦
10桁目	1:新築 2:増築・改築
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(00001から順に付するものとする。)

別記2

表面

写真	住宅性能評価員証	
	氏 名	〇〇 〇〇
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	資 格	住宅性能評価員
	選任年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
<p>上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 13 条に基づきイーハウス建築センター株式会社が選任した住宅性能評価員であることを証明する。</p>		
<p>イーハウス建築センター株式会社 東京都千代田区神田東松下町 17 番地</p>		

裏面

<p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none">・評価業務にあたっては、本証を常に携帯すること。・本証を紛失、又はき損したときは直ちに再交付を受けること。・本証は他人に貸与し、又は譲渡しないこと。・身分を失ったときは必ず返還すること。・本証の有効期限を遵守すること。・本証の有効期限は当社の性能評価員として登録期間中である。

< 住宅性能評価料金表 >

1 戸建て住宅（新築）

設計・建設住宅性能評価

単位：円

延べ面積	区分	設計評価	※1		変更設計評価
			検査回数	建設評価	
200 m ² 以下	一般	46,000	4	104,000	1項目変更 6,000 2項目以上 12,000
	型式認定 製造者認証	35,000	4	87,000	
			3	69,000	
			2	64,000	
200 m ² 超	一般	58,000	4	115,000	
	型式認定 製造者認証	41,000	4	98,000	
			3	81,000	
			2	75,000	

* 他の機関で設計評価を行った物件の建設評価は、当機関の設計評価料金の二分の一が加算されます。

* 1 検査回数記載欄の回数を超える物件については、追加検査回数1回につき23,000円が加算されます。

2 共同住宅（新築）

設計・建設住宅性能評価

単位：円

延べ面積	設計評価		建設評価	
	～20戸	21戸～	～20戸	21戸～
200 m ² 以下	58,000+6,000×戸数		115,000+12,000×戸数	
500 m ² 以下	81,000+6,000×戸数		138,000+12,000×戸数	
1,000 m ² 以下	213,000		322,000	
1,500 m ² 以下	325,000		426,000	
2,000 m ² 以下	426,000		532,000	
3,000 m ² 以下	587,000		692,000	
5,000 m ² 以下	748,000		874,000	
7,500 m ² 以下	932,000	1,047,000	1,150,000	1,380,000
10,000 m ² 以下	1,099,000	1,219,000	1,495,000	1,725,000

* 他の機関で設計評価を行った物件の建設評価は、当機関の設計評価料金の二分の一が加算されます。

* 追加検査回数1回につき23,000円が加算されます。

層	割増率 (%)
～3	0
4～9	5
10～16	10
17～23	15
24～30	20

4 共同住宅（新築）

変更設計住宅性能評価 単位：円

延べ面積	変更設計評価	
	～20戸	21戸～
200 m ² 以下	30,000	
500 m ² 以下	34,000	
1,000 m ² 以下	56,000	
1,500 m ² 以下	90,000	
2,000 m ² 以下	111,000	
3,000 m ² 以下	135,000	
5,000 m ² 以下	202,000	
7,500 m ² 以下	224,000	279,000
10,000 m ² 以下	279,000	334,000

5 既存住宅（一戸建住宅）

1. 現況検査（必須項目） 単位：円

延べ面積	新築時評価書有※1		新築時評価書無	
	基本料金※2	耐震等級評価	基本料金※2	耐震等級評価
200 m ² 以下	104,000	35,000	138,000	58,000
200 m ² 超	138,000	35,000	173,000	58,000

※1 増築等により新築時点に変更がある場合は、評価書無の料金となります。

※2 基本料金には、耐震等級及び化学物質等の濃度以外の個別性能評価項目の料金が含まれます。

化学物質等の濃度の測定が必要な場合は別途費用がかかります。

※3 再検査は、検査1回につき、35,000円が加算されます。

2. 特定現況検査（選択項目） 単位：円

延べ面積	特定現況検査（腐朽・蟻害）
200 m ² 以下	46,000
200 m ² 超	52,000

6 既存住宅（長屋住宅）

1. 現況検査（必須項目） 単位：円

住戸数	新築時評価書有※1		新築時評価書無	
	基本料金※2	耐震等級評価	基本料金※2	耐震等級評価
1～2戸	138,000	35,000	173,000	58,000
3戸以上	58,000※3	35,000	69,000※3	58,000

※1 増築等により新築時点に変更がある場合は、評価書無の料金となります。

※2 基本料金には、耐震等級及び化学物質等の濃度以外の個別性能評価項目の料金が含まれます。

化学物質等の濃度の測定が必要な場合は別途費用がかかります。

※3 3戸以上の場合は、1戸当りの料金となります。

※4 再検査は、検査1回につき、35,000円が加算されます。

2. 特定現況検査（選択項目） 単位：円

住戸数	特定現況検査（腐朽・蟻害）
1戸	46,000
2戸以上	35,000/戸

5 既存住宅（共同住宅）

1. 現況検査（必須項目）

共用部分

単位：円

延べ面積	新築時評価書有※1		新築時評価書無	
	基本料金※2	耐震等級評価	基本料金※2	耐震等級評価
200 m ² 以下	138,000	35,000	173,000	58,000
500 m ² 以下	173,000	35,000	230,000	58,000
1000 m ² 以下	230,000	58,000	288,000	115,000
1500 m ² 以下	288,000	58,000	345,000	115,000
2000 m ² 以下	345,000	58,000	403,000	115,000
3000 m ² 以下	403,000	92,000	460,000	173,000
5000 m ² 以下	460,000	92,000	518,000	173,000
7500 m ² 以下	518,000	115,000	575,000	230,000
10000 m ² 以下	690,000	115,000	805,000	230,000

専用部分

単位：円

住戸面積	新築時評価書有※1	新築時評価書無
1戸当り	52,000	69,000

※1 増築等により新築時点に変更がある場合は、評価書無の料金となります。

※2 基本料金には、耐震等級及び化学物質等の濃度以外の個別性能評価項目の料金が含まれます。

化学物質等の濃度の測定が必要な場合は別途費用がかかります。

※3 再検査は、検査1回につき、35,000円が加算されます。

2. 特定現況検査（選択項目）

住戸数	特定現況検査（腐朽・蟻害）
1戸	別途見積り
2戸以上	別途見積り

5 評価料金の減額

第28条該当号	割引率
(3)～(11)	20%～50%

6 検査の出張費（交通費を含む）

* 別紙1の通り。

7 再交付料金

* 住宅性能評価書の再交付手数料は、1通当り12,000円とする。

<長期使用構造等確認料金表>

1 一戸建ての住宅

1 長期使用構造等確認

単位:円

申請区分		
長期優良住宅のみ	建築確認申請と併願	設計住宅性能評価と併願
41,000	33,000	6,000

2 長期使用構造等確認の計画の変更

単位:円

申請区分		
長期優良住宅のみ	計画変更申請と併願	設計住宅性能評価と併願
30,000	26,000	4,000

2 共同住宅

1 長期使用構造等確認

単位:円

申請区分		
長期優良住宅のみ	建築確認申請と併願	設計住宅性能評価と併願
41,000	33,000	6,000
戸数あたり 6,000 を加算する		

2 長期使用構造等確認の計画の変更

単位:円

申請区分		
長期優良住宅のみ	計画変更申請と併願	設計住宅性能評価と併願
30,000	26,000	4,000
戸数（変更部分）あたり 4,000 を加算する。		

なお、建築確認申請時に併願による確認申請手数料の減額を受けている場合は、上記の料金は適用されません。

別紙 1

出張費は、次の表に定めるものとする。

地域区分	地域:A	地域:B	地域:C	地域:D	地域:E	地域:F
都道府県/加算額	10,000円	17,000円	23,000円	34,000円	40,000円+実費交通費	70,000円+実費交通費
東京都 ※23区内は出張費加算なし	—	府中市 調布市 三鷹市 武蔵野市 国分寺市 西東京市 狛江市 稲城市 小金井市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市	八王子市 町田市 日野市 立川市 昭島市 国立市 東大和市 武蔵村山市 多摩市 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町	奥多摩町 檜原村	—	—
神奈川県	—	川崎市	横浜市 横須賀市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 大和市 相模原市 逗子市 綾瀬市 海老名市 座間市 愛川町	平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市 伊勢原市 三浦市 南足柄市 葉山町 大磯町 二宮町 寒川町 足柄上郡 足柄下郡 清川村	—	—
千葉県	市川市 浦安市	船橋市 松戸市 柏市 八千代市 我孫子市 習志野市 白井市 流山市 鎌ヶ谷市 四街道市	千葉市 市原市 佐倉市 木更津市 野田市 印西市 八街市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 酒々井町 栄町	成田市 茂原市 富里市 香取市 銚子市 匝瑳市 旭市 東金市 山武市 大網白里市 勝浦市 いすみ市 館山市 鴨川市 南房総市 多古町 芝山町 神埼町 東庄町 九十九里町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生町 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	—	—
埼玉県	川口市 草加市 松伏町	さいたま市 越谷市 新座市 三芳町	川越市 所沢市 上尾市 春日部市 狭山市 久喜市 入間市 坂戸市 飯能市 蓮田市 鴻巣市 桶川市 北本市 三郷市 幸手市 鶴ヶ島市 白高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 川島町 杉戸町 毛呂山町 吉見町 伊奈町 宮代町 杉戸町	熊谷市 深谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 小川町 越 生町 ときがわ町 滑川町 鳩山町 東秩父村 嵐山町 寄居町 美里町 神川町 神里町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	—	—
茨城県	—	—	取手市 龍ヶ崎市 牛久市 守谷市 つくばみらい市 常総市 坂東市 河内町 利根町 五霞町 境町	水戸市 土浦市 古河市 つくば市 笠間市 小美玉市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 石岡市 稲敷市 かすみがうら市 結城市 下妻市 筑西市 桜川市 大洗町 阿見町 三浦村 八千代町	日立市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 那珂市 常陸太田市 常陸大宮市 城里町 東海村 大子町	—
栃木県	—	—	—	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 真岡市 下野市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町	那須塩原市 日光市 大田原市 那須烏山市 矢板市 さくら市 高根沢町 塩谷町 那珂川町 茂木町 那須町	—
群馬県	—	—	—	高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市 藤岡市 みどり市 佐波郡 多野郡 甘楽郡 邑楽郡	前橋市 渋川市 富岡市 安中市 沼田市 北群馬郡 吾妻郡 利根郡	—
山梨県	—	—	—	山梨市 甲州市 富士吉田市 都留市 上野原市 大月市 西桂町 富士河口湖町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 丹波山村 小菅村	甲府市 南アルプス市 甲斐市 中央市 韮崎市 北杜市 笛吹市 昭和町 市川三郷町 早川町 身延町 南都町 富士川町	—
長野県	—	—	—	—	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 塩尻市 小諸市 佐久市 東御市 茅野市 伊那市 駒ヶ根市 安曇野市 大町市 須坂市 千曲市 中野市 飯山市 北佐久郡 南佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡(根羽村を除く) 木曾郡(王滝村を除く) 東筑摩郡 北安曇郡(白馬村・小谷村を除く) 上高井郡下高井郡 上水内郡 下水内郡	下伊那郡(根羽村) 木曾郡(王滝村) 北安曇郡(白馬村・小谷村)

※実費交通費は各区役所・市町村役場の最寄り駅までの運賃を加算。